

報道関係者 各位

令和6年12月10日発表

【照会先】

福岡東労働基準監督署

副署長 吉村 裕二

第三方面主任監督官 秋元 康志

(代表電話)092 (661) 3770

## 最低賃金法違反容疑で書類送検 ～ 3か月分の賃金不払～

福岡東労働基準監督署（署長 <sup>あがわ</sup> <sup>せいご</sup> 小河 征午）は、本日、レモン株式会社及び同社の代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで福岡地方検察庁に書類送検しました。

### 【事件の概要】

労働者9名に対し、令和5年4月16日から同年7月15日までの3か月分の定期賃金（合計約199万円）をそれぞれの所定支払日に支払わなかったもの。

### 1 被疑者

(1) レモン株式会社

所在地 古賀市花鶴丘一丁目

事業内容 弁当の小売

(2) 代表取締役 (36歳)

### 2 違反条文

被疑者レモン株式会社、代表取締役ともに、

最低賃金法違反

同法第4条第1項（最低賃金の効力）

同法第40条（罰則）

同法第42条（両罰規定）

### 3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者代表取締役は、労働者9名に対し、令和5年5月分（令和5年4月16日から同年5月15日まで）の定期賃金約92万円を、所定支払日である令

和5年5月26日に、令和5年6月分(令和5年5月16日から同年6月15日まで)の定期賃金約73万円を、所定支払日である令和5年6月26日に、令和5年7月分(令和5年6月16日から同年7月15日まで)の定期賃金約34万円を、所定支払日である令和5年7月26日に、それぞれ全額を支払わず、もって最低賃金の適用を受ける労働者に対し、福岡県最低賃金(当時1時間900円)で算定した金額以上の賃金を支払わなかったものです。

#### 4 その他

レモン株式会社は令和5年6月30日付けで、事実上、事業活動を停止しています。

#### 【関係条文】

##### 最低賃金法

##### (最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

##### (罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。